

明治初期（学制期）岐阜県における「義校」について

高 森 充

I はじめに

明治5年の「学制」実施後数年の就学率を地方別に調べて見ると、東北、四国、九州等辺地の就学率は非常に低い（35%未満）。所が、中部各県を中心とする第2大学区は一般にかなり高く（50%以上～）、旧岐阜県の65%（明治6年）、長野県の63%（明治9年）など当時としては驚くべき高さである。現在でも僻地校の多い長野県や岐阜県の地域でどうしてそれが可能であったか。その実態はどうであったろうか。

「学制」実施における文部省の方針に従って、小学校の建設及び児童の就学を民衆に向って、奨励、督促ときには強制の仕事に当たったのは地方官（県令・権令）や学区取締（土地の名望家より地方官によって任命）及び地方行政の第一線にあった区長（大区）・副区長（小区）・戸長らがあげられる。地方官の中にも筑摩県の永山権令のように「教育権令」と呼ばれる程、卒先陣頭指揮に当たったタイプもあれば、埼玉県のように巡査に命じて学令児の登校を促がす事例もある。従来長野県についてはすぐれた研究が見られるが、岐阜県については明治初期の高い就学率もその実態も余り注目されていなかった。所が近年、仲新教授を中心に「東海地方における近代学校の発達」や「近代学校の成立と地方への定着」等の労作によって、豊富な資料が学界に提供されている。

ここでは主としてそれらの資料に負いながら、特に岐阜県における学制時代に重要な役割を果たしたと考えられる「義校」を中心に、地方における近代学校成立の一過程を考察したい。

（なおこの小論は、私の近代地方教育史研究ノートの一部ともいべきものである。今後、特に岐阜県を中心に地方教育行政の動きを跡づけ、批判検討したいと考えている。それはとくに戦後、所謂新教育への批判の中から、生活綴方教育など、すぐれた教育実践を生んだ岐阜県の教育が、最近、教育行政面から、大きく変わりつつあることへの疑問と、さかのぼっては、明治以後の近代教育の地方における歩みを今一度掘り返えしてみる必要を痛感するからである。）

II 「学制」による学校の設置と「義校」

「学制」は初め全国を8大学区に分けていた。後明

治6年4月、大学区の区分を改正し、7大学区となる。旧岐阜県（美濃）は第2大学区に属し、飛騨は初め第3大学区に属していたが、大学区改正後は旧岐阜県と同しく、第2大学区に含まれる。1大学区は32中学区に分けられるが、旧岐阜県は5中学区、飛騨には1中学区が配置された。

こうして原則として1中学区を210の小学区に分け1小学区に、一つの小学校を設けるという構想であった。そして、小学校は人口600に対し、中学校は人口13万人に対し、1校を置くことを基準とした。これに従って、明治6年4月に定められた旧岐阜県の学区及び当初設立予定の小学校を示せば次の通りである。^{※(2)}

（第1表）

中学区	人口	小学区数	→ 明治7年当初設立改正数	学校数
第1中学区	134,919	210	→ 229	77校
2 "	148,333	233	→ 249	87
3 "	102,330	175	→ 168	65
4 "	134,885	215	→ 235	57
5 "	140,422	231	→ 228	59
5 中学区 (計)	660,889	1,064	→ 1,109	345

その後、明治6年末より18年に至る、学校数、生徒数等を示せば（第2表）の通りである。

（第2表）

	学校数	教員数	生徒数		就学率%
			(男)	(女)	
明治 6	582	1,628	37,894	20,380	65.43
7	588	1,300	37,511	19,420	59.50
※ 8	581	1,463	37,087	18,293	56.02
9	662	1,740	39,751	17,729	50.34
10	655	1,876	46,006	21,389	58.91
11	653	1,871	43,355	20,607	55.36
12	664	1,864	39,751	17,729	49.43
13	678	1,909	42,352	17,231	49.64
14	683	2,111	49,600	26,787	57.08
15	689	2,451	57,392	35,386	64.50
16	695	3,124	61,070	38,966	66.90
17	669	3,295	60,949	37,614	64.43
18	639	3,114	58,863	34,515	60.91

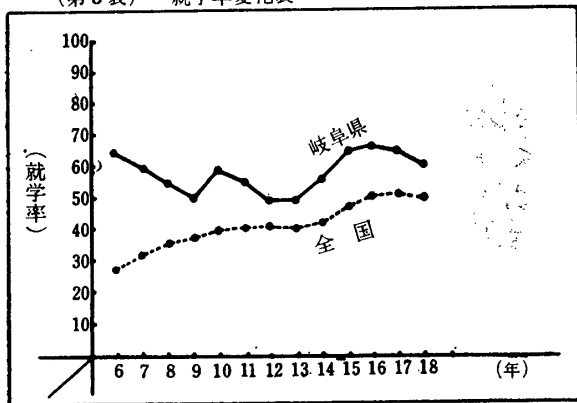
※ 明治6～8年は旧岐阜県

これらによれば、旧岐阜県における当初設立予定の小学校数は5中学区計345校であるが、その後短期間に学校数が急増し、明治6年末に既に582校となり、その生徒数は男子37,894人、女子20,380人で合計58,274人に達し、学令児童に占める就学率は65%となっている。

これらの学校数及び高い就学率は当時の全国平均及び、他府県のそれと比較して、極めて優れていることが指摘される。

さらに、就学率の推移（明治6年～18年）を岐阜県と全国について比較してグラフ化すれば、次のようになる。

（第3表） 就学率変化表



第3表から次のような特徴が指摘できよう。先づ、就学率の全国平均は、初め非常に低く30%前後で、その後漸増し、12～13の教育令期の横ばいから、16～17年によく50%に達している。これに対して岐阜県では、明治6年が65%と非常に高く、むしろ7～9年と漸減し、10年にやや高いが、再び12～13年に低下し15～16年に65%前後に回復するが、再び17～18年と数%の低下を見せるという波状カーブを描いている。

これらから、二つの重要な問題を提起できる。一つは、学制期の初めにおける岐阜県の就学率の高さは何に起因するのか、その背景は何か。

次に、その後漸減したり、波状カーブを描いたり、いわば、不安定な就学状況を示すのはどうしてか、という疑問である。

それらは私は二つの側面から検討したい。先づ仮説的に言えば、

一つは、「学制期」における旧岐阜県の学校設置は、その大部分を占めた「義校」を中心として発展し、それが、重要な役割を果たし、多くの民衆を学校にひきつけることができた。しかし、それはあくまでも、近代学校（正規の小学校）成立への過渡的段階における簡易な学校であって、やがて正則の小学校に転換し、文部省——地方官（県令等）——学校役員等を通ずる上からの統制と制度化が強化される。それにつれて、

民衆の学校への態度も、時に拒否的な、時に協力的なというような動揺をみせる。

第二には、当時の地方教育行政の有効性と、特に地方官及び地方役人、学校役人らの役割と民衆の反応、一言わば、権力と民衆の利害が、必然的に反発するだろうという公式ではなくて、時には支援と協力によって前向きに組織された民衆のエネルギーが想定される。しかし、同時に、状況の変化につれて、(おとなしいといわれる県民性など……) 消極面も露呈してくる。それは同じ時期に行われた「地租改正」や「徴兵令」への態度にも共通する面が見られるし、明治9年、西濃地方に波及した伊勢暴動（地租軽減、学制反対）における「戸長層」の悲劇（真先に焼き打ちにあうという）にも現われているのではなからうか。

Ⅲ 「学制」当初の学校＝義校形態

愛知県における義校については有名であるが、旧岐阜県のそれについては、従来余り注目されていなかった。名古屋県では「学制」直前（明治4年10月）「義校大意」を出して、人民が社を結んで（地域住民の協同によって）「義校」と呼ぶ初等学校を設けることを勧奨した。とりわけその設立の趣旨が、のちの明治5年「学制」と共に出された「被仰出書」と同じ教育思想に立つものとして特に注目される。この義校が、学制発布当時に428校も開設されていたといわれる。

旧岐阜県における「義校」は愛知県の場合と異なり学制発布後設立を見たものであり、それは、「学制」によって、近代的小学校が成立してゆく過程の一形態と考えられている。

所で、「岐阜県教育五十年史」や岐阜県各郡史、町村史等の教育編を見ると、「学制」期の設立学校名に「〇〇義校」「〇〇小学義校」の名称が非常に多い。例えば、大正15年発行の「養老郡志」によれば、郡内小学校名一覧による創立当時校名（明治5年～13年）を分類すると次のようになる。

〔義校19, その分局2, 学校8, その他の名称4, 合計33校〕従って%は義校の名称をとっている。これによっても「義校」として成立したものが、大多数であることがわかる。「岐阜県教育五十年史」の叙述も又「明治6年4月には、管内に於て小学義校を開創するもの2百余校であったが、同10月には五百余校に及び……」(同書P.75)とあり、そのほとんどが、まず義校として成立したことを示している。その起りは、次の資料に認められるように、大垣から明治5年11月小学義校開校の願出のあったのを始めとし、出願するもの多数あったことを示している。そのため、県当局が文部省に伺いをたてている。(——線筆者)

(資料1)

学校設立ノ儀ニ付当七月大政官二百十四号御達並御省十三号ノ旨ヲ遵奉管下遍ク説諭尚更發達方精々致配意居候処御趣意通り追々貫徹此頃ニ至リ私塾設立開業ノ儀駁々願出当節専取調中ニ有之就中今般安八郡大垣ニ於テ貫族士族並市民共申合小学義校取設教則其外体裁粗相備候ニ付早々開校イタシ度段申出……………

右ハ早々開校他ノ標準トモ致度ト存候間至急御指揮被下度此段相伺候也

明治五丑申年十一月十五日

岐阜県参事 小崎 利 準
岐阜県令 長谷部 恕 連

文部卿大木喬任殿
(県庁文書)

この伺に対して、同月許可を受けている。そこで大垣においては、翌6年1月4日、旧議事所を以って、興文第一義校、竹島街元本陣飯沼武右衛門居宅を以って、興文第二義校として開校している。こうして県当局は大垣小学義校を標準として、県下に義校設立を奨励したものと考えられる。小学義校開業願書の簡単な一例として「日新義校創立文書」(養老郡志P.709より)を示すと次のようである。

(資料2)

(二) 小学義校取調開業願書

岐阜県管下第四十四区多芸郡高畑村、安久村、橋爪村、大垣村、宇田村、中村、豊村合七箇村

第一条 岐阜県管下第四十四区多芸郡橋爪村念長寺ニ於テ仏堂ヲ借り日新舎ト名ケ学校トス

第二条 学校費用概略一ケ年百五拾円営繕費、家税、其他雜費

第三条 教員氏名 (四名…氏名略)

第四条 教師給料 一ケ年八拾円

第五条 教則 総テ文部小学教則ヲ奉準シ実地ニ施シ地方適宜ニ斟酌スルコト

塾則……………(略)

明治六年二月 結社総代連署
長谷部岐阜県令殿 多芸郡学区取締 印

これに加え同年七月、学校維持のための「学資寄付金」の申込みを行っている。

これらによって見ると、仏堂を借用し、教則は「地方適宜ニ斟酌」して行うという簡単なものである。言わば寺子屋をやや改良した程度とも見られる。財政面は有志の寄付金、その利息が重要な地位を占めていた。

一般に他の義校の状況を調べてみても、例えば養老

郡下33の学校のうち、充当された校舎は2校が民家を利用し、他の31校は寺院を借用するといった実態で、教則も多くは簡単なものから出発せざるを得なかった。又、義校維持のための財源も、先づその土地の有志から寄附金により、その利子をもってこれに当て、そして不足額を生徒受業料及び校下区内集金によっている。もっとも八百津小学校の前身善恵義校(明治6年6月)のように、教師は4名で、生徒約150名、1年間の学校費170円の歳出、歳入は生徒授業料150円、(但し生徒分150人積り年内)、校下戸数760戸、1戸につき年12銭の賦課(但し貧民は除くとある)であった。

※(5) 以上のように、義校の費用が、官費によらず、土地の有志、その他住民の負担によって支弁されていたことが「義校」の名称の根拠の一つと考えられる。

※(6) 有志や民間の費用で公の学校を設ける——言わば、イギリスの有名な私立学校 Public school に於ける“Public”の意味に当るであろう。もっとも義校の方はエリートのための学校ではないが……。

一方、仲新教授が指摘するように、「義校という名称が単に財政面からのみでなく、当時の学校が正則によらず一時仮定した教則により仮に設けられたものであり、小学校に至る前段階の学校という意味をも含んでいた」それ故、その後、師範学校を修了した教師の着任や、校舎の新築、施設の改善、教則の正則採用等学校の整備とともに、義校の名称も消え、校名改称に至っている。その時期は明治9年頃が多いようである。

所で、先の(第3表)の就学率の推移で見たように明治9年頃の就学率の低下は何を意味するのであろうか。明治7年~9年は地租改正の進行によって、農村の経済事情苦しく、学校は民衆にとって、大きな負担となり始める。「学校が整備されてゆくのには、就学率が低下する」就学奨励と退学の防止に強力な線を打出さなければならない。旧岐阜県が、明治9年1月、「学校役員事務章程」を定めているが、その中で、学校主者の就学事務を強く規定しているのは、その現われであろう。即ち「区内人民ヲ鼓舞勸誘シ務テ学ニ就カシメラルハ詳細事由ヲ糾問シ学区取締ヘ届出指揮ヲ受クヘキ」こと。ついで「学事ニ障碍スル者アラハ区戸長ト協議シ懇篤説諭ヲ遂ケヘシ」又、監事の事務として「学令中退学ヲ請フ者アラハ事由ヲ糾問シ情実止リ得サルニ出ルト雖猥ニ退学ヲ許ス可カラス」等々。上からの統制が一段と強化されていることを示している。

IV 地方教育行政の組織と地方役人の役割

——就学奨励と強促——

「学制」に規定されているように、教育行政のための組織として、大学区の下に中学区が、中学区の下に小学区を設けたことはよく知られている。又、中学区に「学区取締」をおき、小学区を分担させ、その地域の学事の監督、就学奨励に当らせており、その権限及び選任の方法等は「学制」の第8章から14章に詳細に規定している。これが地方教育行政の中心組織であり岐阜県に於いても同様に実施された。所が一方、当時学校設立や県への学事報告その他の文書、願書、伺等の中に、「学校世話役」「幹事」等の外、戸長、副戸長が連署して、学区取締を経て県令に提出しているものが多い。このことから、当時の地方行政の第一線にあった区長、戸長が、教育行政にも大きく関与していたことが知られる。政府は先に廃藩置県直前の明治4年4月、戸籍法を公布した。これによって近代的税制・兵制・学制の基礎をすえようとしたものである。従って、その戸籍調査のため区をおき戸長を決めたのである。それ故戸長とははじめ戸籍事務の係のことであり区とは幾つかの町村をまとめたものであった。県は法制上では戸籍係の官吏に過ぎない戸長を、その後広く行政事務に利用していく。ここで旧来の村役人ともつれるが、政府は5年4月庄屋、名主制を廃止することにより、5年10月には「一区に区長一人、小区に副区長」を許し、更に翌年区・戸長を法的なものとした。かくて区長は大区、戸長は小区の行政官吏となり、県と町村との中間にあり、従来の村役人層から戸長を選抜することによって、古い人的つながりをも利用したと考えられる。明治7年岐阜県より文部省への学事報告に「……明治6年始テ学区取締ヲ撰定、区・戸長等ヲ督促シ、便宜設学ノ挙ニ及ベリ。然レドモ人民向学ノ念猶未ダ深カラズ……。爾来学区取締、区・戸長等ノ憤発尽力ニ因リ人民漸ク教育ノ忽諸スヘカラサルヲ感悟シテ、各自奮励、始テ旺盛ノ景況ヲ表スルニ至レリ……」と述べ、短期間に「民心向学」の実を挙げたと誇っている。しかし、先にあげた八百津町、善恵学校などは「学校は新築にして生徒の多きこと近傍の第一等たり」と誇りつつも、なお「然れども稍旧習を唱うるの癖あり」と嘆いている。そしてその実態の一面を「学校とは称するも寺子屋教育の旧観が尚存して、生徒は各自に机、文庫等を持参して、座して授業を受けた」古老の話に「自分は学校がきらいであったが親父のすすめにより、親父が机、文庫を背負って行くから、やむを得ずついてゆき学校に入学した」と述べている。（八百津町教育史P 9）

一方県では、明治6年以降、学区取締の会議を年4回ずつ開くと共に、当時第2大学区の「教育議会」も開かれ、上からの積極的な学事奨励策を講じている。例えば明治9年6月名古屋で「第2大学区教育議会」が

開かれ、「学校維持法」や「奨励法」「教員養成法」等が議題となっている。学校維持法では、一つは一般の「課出金」とし、一つは「人民特志ノ寄附金」とし、子弟の教育のためには「誰カ之ヲ拒ム者アラシヤ」と述べて、学資の民衆負担の方法を討議している。ただ、岐阜県では「小学校建設が緊要であるが賦課金を以てしては民心へ影響するので、本県では学区取締及び区戸長等を奔走させ、その区内の富有者を勧誘その醸金を以て建設し、且つその維持も醸金と授業料を以てし、一定の賦課法を設けさせなかつた……」。さらに、学区取締の給料についても、「学制」^{※(8)}（第11章）の規定では、原則として地元負担となっているが、旧岐阜県では、文部省委託金によって支弁し、その理由を次のように述べている。

本県学区取締給料悉皆之ヲ委托金ニ仰キ聊カ之ヲ民費ニ課セス是前条已ニ述ルカ如ク建学ノ初先ニスルニ課金等ヲ以スレハ大ニ人心ニ関心シ為ニ学事ノ障碍ヲ醸成シ却テ取締ノ名望ヲ損センコトヲ慮テナリ

※(9) こうして、かなり気を使って、当時としてはキメの細かい行政を心掛けている。他方、『奨励法^{附強促}』において、人民に就学を奨励する方等が審議され、「村吏世話役及び父兄等ヲ招集シ学制ノ大旨ヲ説弁」し、成績優秀生徒を「褒賞」し、「学籍調査ノ法」を設けて学区取締に管理させた。しかし、就学を拒むものに対しては、次のように強圧をもって臨んだ。「人民中子弟ノ就学ヲ拒ミ大趣ヲ誤解スル等ノ聞ヘアル者ハ更ニ喚問シテ説諭ヲ加ヘ承服ノ旨受書ヲ出サシメ……」と奨励法第一条は述べ、わざわざ「附強促」とサブタイトルを附した所など、当局者の強圧の態度を示している。ここにもアメとムチをかざして、急いで近代化を画策した地方官僚の一縮図がある。

所で「第2大学区教育議会」は「貧民教育法」についても審議しているが、その前文に「……日夜活計ニ苦シミ子女ヲシテ我職業ノ使役ニ供シ或ハ小児ノ伝ヲナサシメ又ハ人ニ傭役セラルル等ノモノニ至テハ猶就学ノ途ヲ得ル事難シ是レ適宜夜学或ハ休日ノ学校ヲ設ケテ之ヲ教育セサルヘカラス」と述べ、昼間就学できない10才から16才までの男女を対象に簡単な教科を教える夜間ないし休日に授業する学校を設けようしている。

所で、教育の現場に立った当時の小学校教員の状況に簡単にふれておかねばならない。政府は先に、学制実施の直前、明治5年6月、9か条の学制着手の順序を指令しているが、その第1は「厚ク力ヲ小学校ニ可用事」であり、その第2は「速ニ師表学校ヲ興スヘキ事」であった。

岐阜県においては明治6年末迄には、小学義校を中心に不完全ながら既に582校の小学校が設けられていた。けれども教員にまだ師範学校卒業生はなく、教授法は区々であり、前歴もまた様々であった。「八百津町教育史」は「当時の教師は神官、僧侶、旧藩士、医師等、凡て其の地方人民帰依の者を詮衡せしめ……」と書いているが、同町の「善恵学校」永年勤務の「丸山伴吉先生」を次のように伝えている。「…安政5年12月18日丸山義録（明治初年芦渡にて寺子屋を開く）の長男として生れ、幼少より学問に志し、明治5年11月より同7年7月迄恵那郡苗木村俵実について漢学を学び、同年8月より翌年5月迄本県師範学校派出教員川口豹象について普通学科を修業せられたが、……同年8月6日日本県師範学校に入学し、同年12月小学師範学科を卒業せられ、……日進学校に赴任……同12年4月善恵学校に転任し、大正2年退職せらるる迄35年余八百津小学校にて勤務せられた……」（——傍線筆者）

岐阜県師範学校は明治6年12月、旧大垣藩庁跡を仮校舎として開校し、はじめ「師範研究学校」と称し、小寮生25名、通学生50名を限って入学を許可し、凡そ4か月乃至6か月で小学師範科を卒業せしめたという。

（岐阜県教育五十年史：同8年2月18日、岐阜県師範学校と改称、10年5月20日岐阜司町に移転……）こうして、師範学校卒業生のように増えるに従い、各小学義校も、変則学則をあらため、正則を採用していった。

所で、以上の考察から、「学制」に基づく、学校の建設が軌道に乗り、若干の曲折を経ながらも順調な教育の近代化が展開したように見える。

しかし、（表2）及び（表3）で見たように、明治7年～9年にわたる就学率の動き（むしろ低下の傾向）及び、明治9年前後の強制的「就学奨励法」その他の施策の裏面を洞察するならば、そこには深刻な矛盾が内在していたことが想定できる。

即ち廃藩置県後の維新のあゆみは、まさに嵐の中の近代化への指向であった。かって、一揆・騒動は明治2年だけで、旧岐阜県内に「郡山一揆」をはじめとして12件以上を数えていた。まして、明治5年以後、「学制」に続く「徴兵令」公布（5.12.1）は翌年、早速実施にうつされ、「血税」と表現される不満と不安を渦巻かせていた。さらに、6年7月の「地租改正」も又、全国各地に農民騒擾をひきおこしていた。「学制」の実施は明治4年の廃藩置県から明治10年西南戦争に至る士族の叛乱と農民騒擾の中ですすめられていたことを知らねばならない。徴兵令も、地租改正も、そして学制もまた、富国強兵・殖産興業への道をすすむために断行を迫まれていたものであろう。しかし「御一

新」といいながら、相次いで出される改革は、民衆にとって負担の軽減ではなく、むしろ新たな犠牲を強いるものが多かった。

所で、岐阜県においては、先にふれたように廃藩置県直前の明治2年を中心に一揆がひん発しているのので地租改正に当っては、慎重かつ巧妙な政策をとり、検地の実施を農民にまかせ（ということは、農民は自己負担で検地を行い、しかも自分等でやったのだから政府に文句を言わせない）ている。こうして地租改正の進行について、岐阜県令は政府に対し、「民情至極安穩」で「安堵覓望」していると報告したという。（岐阜県史稿、参照）このような政策は「学制」実施に当っても、岐阜県では、先にもふれたように学校費の区内賦課金をなるべく課さない方針であったし、学区取締の給料も直接民費負担を避けて、「学事の障碍」を除くことに努めた。

当時の学制実施に当っての、区・戸長・学区取締等の果たした積極的役割を否定することは出来ない。しかし同時に、次のような歴史的事実にも注目しなければならぬであろう。例えば「明治7年より同11年迄は教科書の改正、校舎の改築、新築合併、学校の設立等頻々として起れり。然るに明治9年11月伊勢暴徒なるもの蜂起し、教育は社会の組織を破壊し、秩序を紊乱するものなりと称し、折角新築せし校舎も、之等暴徒の為に焼打にあい、灰燼に帰したるものありき……」（養老郡志、教育編）或いは又曰く「学校は旧幕時代の良習を攪乱し、泰西の悪思想を宣教する所なり。加え是が為に我等をして過重の負担に苦ましむ。須らく学校役場を破壊焼却すべしと。……到る所戸長の邸宅を襲い学校を焼打し同月之も本郡の境に入りし者約1千名、……一隊は多芸山麓の諸村をあらし、小倉村戸長代理栗田幸之助の住家を焼き……、一隊は小坪新田に入り同戸長片野弥三郎宅を焼払い、又駒野新田に至り同戸長国枝彦太郎及び副戸長伊藤方を焼く。……かくて大巻に至り璞玉学校を焼き、余威を奮い……」とある。これらは明治9年の伊勢暴動が、西濃地方に波及して、多くの戸長・副戸長宅が放火にあい、学校が焼打ちされた経過を示している。所で伊勢暴動の発端は三重県飯野郡魚見村の戸長、中川九左衛門^{※(10)}を中心とする農民の「地租軽減」「米納復帰」ととなえ「凡そ官の名義あるものは、必ずこれをこわち之を焼き棄て」みるみるうちに暴徒1万人を越え、「波及の速であったことは驚くべき程」であったという。この場合三重県においては戸長が運動の先頭に立ったのに対して、騒擾の拡大につれ、やがて、岐阜県に波及してからは、皮肉にも、戸長や副戸長層が、真先に暴徒の攻撃目標となってしまった。この伊勢農民騒擾が直接のきっかけとなって、明治10年正月地租軽減（5厘軽減）

の措置がとられるが、同時に、学制実施に対する政府及び地方官の態度にも、やがて、新たな動揺をまねくこととなる。こうして、明治10年当地区に当る第2大学区を巡視した文部大書記官西村茂樹は、その報告書の中に「官吏ノ嚴ナル説諭ニ由リテ人民ノ就学スル者年々益々多シ然レトモ自今ノ方法ヲ以テ教育ヲ全国ニ普及セシメントスルハ民力ノ能ク堪フル所ニ非サルカト思ハル宜シク其方法ヲ改メ貧村僻邑ノ学校ハ教則ヲ簡ニシ時刻ヲ短クシ一ハ学校ノ費用ヲ減シ一ハ生徒ニ家事ヲ弁スルノ時刻ヲ与フルトキハ民心悦服シテ教育ノ弘衍更ニ一層ノ廣大ヲ増スヘシ」と言わざるを得なかった。

こうして、先にあげた第2大学区教育議会における教育の「奨励」と「強促」に対して、民衆も又、時に協力し、時に抵抗し、逆に暴発して、自分等が建てた学校が、同じ民衆の一部によって、焼き打に逢うのを見なければならなかった所に、学制実施における最大の矛盾が浮きぼりされているといわざるを得ない。

やがて、政府の教育政策にとって一步後退と見られる、明治12年の教育令が用意され、地方教育行政にも新しい矛盾をつくり出すことになる。（教育令から改正教育令時代については、稿をあらためて、考察しなければならない）

註及び引用文献

- (1) 例えば、上沼八郎「信州教育史の研究」その第2編では学制期の信州における近代学校発達の要因がくわしく究明されており、特に筑摩権令永山盛輝の教育行政を詳細に追求して、地方官僚の果たした役割の分析は高く評価される。
- (2) (第1表)・(第2表)は「岐阜県教育五十年史」及び仲新他「東海地方における近代学校の発達Ⅰ」（名大教育学部紀要Ⅵ）を参考に作成。
- (3) この点については、前掲、仲新教授の「東海地方における近代学校の発達Ⅰ」の指摘による。
- (4) 同上
- (5) 「八百津町教育史」P.5, 善恵義校開業願書より。
- (6) 仲, 前出書, P.18
- (7) 「岐阜県教育五十年史」P.75
- (8) 「岐阜県議会七十年史」P.28
- (9) 前掲名大紀要Ⅵ P.5
- (10) 「三重県史」(下編) P.181~264